

大阪府監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年7月15日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 京極 俊明
同 中野 雅司

1 委員意見に対する措置

(今後の水需要予測への対応について)

監査対象機関名	政策企画部（企画室）
監査実施年月日	平成15年6月24日から同年9月9日まで
監査の結果	措置の状況
今後の水需要予測のうち、大阪府水道事業において不足する43万立方メートル／日の確保については、水資源をめぐる環境変化を踏まえ、紀の川水系からの確保に加え、大阪臨海工業用水道企業団の水利権及び府工業用水道からの転用を優先的に検討し、ダム建設による水資源開発については慎重に対応するとともに、府民負担が最少となるよう、十分に調整されたい。	平成21年度、水道部において平成32年度を予測年度とする水需要予測を行った結果、必要な水源確保量は約187万m ³ /日となり、淀川水系からの既得水源量（約222万m ³ /日）内での供給が可能となることが判明。開発中の安威川ダム及び紀の川大堰事業から利水撤退するとともに、府工業用水道からの転用は中止することになりました。 利水撤退に伴い、国に対して実施する手続については、水道部において平成22年度に終了しました。

((社) 滋賀県造林公社への貸付金について)

監査対象機関名	政策企画部（企画室）
監査実施年月日	平成17年6月13日から同年8月2日まで
監査の結果	措置の状況

本府は社団法人滋賀県造林公社に対して、分収造林事業を助成し琵琶湖の水源を涵養するために、昭和41年度から平成15年度の間、元金総額約35億円の貸付けを行ってきたが、外国産木材輸入の増加等による国産材価格の低迷の中で、同公社事業は厳しい状況にあり、貸付金の返済が懸念される所である。

同公社の経営計画や今後の琵琶湖の水源涵養のあり方については「滋賀県造林公社経営改善検討会議」において検討が進められているところであることから、その検討を早急に進めるとともに、関係者と十分協議し、公正で透明性のある解決を図りたい。

また、本問題は、公社のみならず全国の造林公社共通のものであるので、自治体間の連携を深め、その解決に向けて国に強く働きかけを行われたい。

社団法人滋賀県造林公社が、平成19年11月に特定調停を大阪地方裁判所に申し立て、各債権者に大幅な債権放棄の要請がありました。

平成23年1月の特定調停協議において、①公社の分収造林事業等が、琵琶湖周辺の森林が持つ水源涵養機能を高めることに鑑み、公社の経営状態を改善させることを目的とする、②公社が大阪府に対し負っている借入金債務34億8615万9000円及びこれに係る約定利息債務のうち、大阪府が28億6043万2040円及び約定利息債権全額を放棄する、③公社は残る債務の弁済として、平成23年5月20日までに一括で大阪府に6億2572万6960円を支払う、④滋賀県は水源涵養機能をはじめ、森林の公益機能が将来も発揮できるように公社に指導・助言・支援を行う、⑤公社は、調停成立後の分収造林事業等に要する経費について、大阪府に負担を求めない、などの調停条項案が公社から示され、調停委員会からも「法的倒産手続きによるよりも明らかに多い回収を得られることが確実であり、公正かつ妥当で経済的合理性を有するもの」であり、「分収造林事業は水源涵養をはじめさまざまな公益的価値を生み出していることを踏まえ調停不成立という事態は回避すべき」との意見が出されました。

大阪府としては、これらを総合的に勘案し、この調停条項案を受け入れ、平成23年府議会2月定例会に議案として提出し可決されました。

(他の関係公共団体においても調停条項案が可決され、平成23年3月30日に特定調停が成立。)

また、全国知事会を通じて「国、地方の政策協議会の設置」を重ねて要望した結果、平成20年8月「林業公社の経営対策等に関する検討会」が設置され、国が利子負担軽減策・事業コストの縮減等の経営対策を検討すること等を柱とする報告書が取りまとめられました。

(株)けいはんなへの対応について)

監査対象機関名	政策企画部 (企画室)
監査実施年月日	平成18年6月7日から同年7月18日まで

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府が5億円を出資している株式会社けいはんなは、平成元年度の設立以降、毎年度、損失が続いており、繰越損失は約86億円に上る。このため、同社の経営状況を注視し、新たな府民負担を招くことにならないよう慎重に対応されたい。</p> <p>また、府民がその経営状況を容易に把握できるよう、同社に対して更なる情報公開を働きかけられたい。</p>	<p>(繰越損失の取扱いについて)</p> <p>株式会社けいはんなは、平成19年11月30日大阪地方裁判所に民事再生手続の申立てを行い、以下の内容で再生計画を策定、平成20年7月30日再生計画案認可決定が確定し、同年9月19日に手続が終結しました。</p> <p>《再生計画骨子》</p> <p>◎債務の抜本的整理</p> <ul style="list-style-type: none"> 社債発行等により調達する20億円を金融機関に返済し、残額(80億円)は債務免除 <p>◎減資</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本金99億円を減資し1億円とした。 ※これにより大阪府の出資は500万円(5%)となった。 <p>平成22年度から、株式会社けいはんなが社債(17億円)についての返済を開始しています。</p> <p>今後も、ラボ棟の賃料収入を主な原資として、8年間で計画的に均等返済していきます。</p> <p>(情報公開について)</p> <p>措置済み。</p>

(債権管理の適正化について)

監査対象機関名	総務部(財政課)	措置した機関：税務室税政課
監査実施年月日	平成 21年6月19日 から同年 7月23日 まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>大阪府の収入未済額は高水準で推移しており、債権の回収強化に一層努めるとともに、回収努力を行った上でも回収困難な</p>	<p>(回収強化と回収困難債権の処理促進について)</p> <p>今年度、債権の回収計画の策定及び公表並びに債権の整理ルール</p>	

<p>債権については、回収見込額と回収コスト等を考慮しつつ、徴収停止や債権放棄の基準を明確化し、処理を促進していく必要がある。</p> <p>そのため、全庁的観点から債権の管理状況や課題のチェックを行い、債権回収の強化と債権管理の適正化に向けた実効性のある取組方策について早急に検討されたい。</p>	<p>(債権放棄の基準など) を内容とする「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」を制定(平成22年11月4日施行)し、債権の回収、回収困難債権の整理について目標を定めるなど処理の促進を図るよう措置しました。</p> <p>(実効性のある取組方策について)</p> <p>具体的な取組みとして、①本条例に基づき、「債権回収・整理計画」を策定し、計画的な回収・整理を図るとともに、②回収困難事案や事務手続きの支援を主な目的とする「債権特別回収・整理チーム」を設置しました。</p> <p>また、③各所管課での適正な債権管理を推進するため、「債権管理簿の記載事項の拡充や債権管理の自己検査の実施」などについて、府財務規則の改正を行いました。</p> <p>なお、期限内納付の促進と納付者間の不公平感を解消するうえで、税外公債権においても延滞金を徴収することが適当であることから、「大阪府税外収入延滞金徴収条例」を制定しました。〔平成23年4月1日施行〕</p>
--	--

(府立インターネットデータセンターの見直しについて)

<p>監査対象機関名</p>	<p>総務部 (IT推進課)</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月22日から同年8月6日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府立インターネットデータセンターについては、民間において同種の施設が普及してきている状況やクラウドコンピューティングによるITシステムの整備へという社会環境の変化を踏まえて、公の施設としての必要性について根本的に見直しされたい。</p> <p>また、指定管理期間が切れる平成22年度末に向け、施設のあり方の抜本的な見直しの方向性を踏まえたうえで、指定管理者の自主事業に係る料金の表示方法、次期指定管理期間における</p>	<p>(自主事業に係る料金の表示方法について)</p> <p>指定管理者の自主事業にかかる利用料金表示で、「個別見積」と掲載していたものについては、目安となる標準価格を明示するなど利用者にわかりやすい表示方法となるよう改めました。</p>

府と指定管理者の負担のあり方について、併せて検討されたい。	
-------------------------------	--

(府有財産の有効活用と一元管理について)

監査対象機関名	総務部（財産活用課）
監査実施年月日	平成22年6月22日から同年8月6日まで

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府では、歳入確保のため、府有財産の有効活用に取り組むべく、府有財産の売却や貸付など、有効活用を積極的に進めているところである。</p> <p>しかしながら、大阪府が所有する財産には、地方自治法に基づき管理する一般会計・特別会計の財産と、地方公営企業法に基づき管理する企業会計の財産があることなどから、これらの財産についての状況を全体的に管理している部署がない状態にある。</p> <p>府有財産の有効活用を一層進めていくためには、府全体の資産状況を一元的に管理することが重要であることから、各財産管理者間における連携体制など、そのための体制づくりについて検討されたい。</p>	<p>(府全体の資産状況の一元管理について)</p> <p>大阪府が所有する財産には、地方自治法に基づき管理する一般会計・特別会計の財産と、地方公営企業法に基づき管理する企業会計財産があります。独立採算制を採る地方公営企業では、経費を他の会計と明確に区分する必要があることから、その財産は、地方自治法の特例として、地方公営企業法に基づき管理しています。このため、全ての会計に係る売却や貸付などの一元管理は法律上認められていません。</p> <p>なお、会計間の連携については、これまでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般・特別会計と企業会計の財産を一元的に「府有財産一覧表」として府民公表 一般会計の低未利用地情報について、企業会計所管部局へ提供 企業会計所管部局も委員となっている公有財産活用検討委員会において、公有財産の処理方針を協議といった取組みを実施しています。 <p>今年度は、上記のほか、次のとおり取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計における未利用財産の自主点検調査と同様の取組みとして、企業会計財産所管部局が、点検調査を実施しました。 当該調査結果について、3月に開催した公有財産活用検討委員会を通じて、異なる会計間で情報の共有化を図りました。

(なみはやスポーツ振興基金からの経費支出について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局生涯スポーツ振興課）	
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）整備事業（事業総額約57億円）への支援をするため、生涯スポーツ社会づくりのために活用することを目的とする「なみはやスポーツ振興基金」（以下「基金」という。）を大きく取り崩し、平成20年度4億円、21年度6億円合計10億円の補助金を支出したところであるが、基金を活用する理由や補助金額を10億円とする証拠書類がないなど、基金を活用した府域全体の生涯スポーツ社会づくりを進めていく中で、当該事業への支援の必要性を示す明確な根拠がなかった。</p> <p>基金は府民の浄財で造成されていることから、今後、基金を取り崩すに当たっては、その理由を明確に記録に残し、大阪府のウェブページに登載するなど府民への説明責任を果たされたい。</p> <p>また、NTCの利用については、一定の配慮はされているものの、堺市民が優先利用できることとなっており、大阪府が補助した主旨を踏まえ、今後、より幅広い府民利用が可能となるような働きかけを検討されたい。</p>	<p>（基金取崩しに当たっての説明責任について）</p> <p>府民の生涯スポーツの振興を図るために「なみはやスポーツ振興基金」を活用する場合は、大阪府ホームページ等により、府民にその理由などを公開し、透明性を確保しました。</p>

（財団法人大阪府国際交流財団の基本財産の運用について）

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局国際交流・観光課）	
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況

<p>財団法人大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）は、30年満期である仕組債（デリバティブ組込み債券）を、平成20年3月に基本財産の運用枠を拡大させた上で、平成20年度に8億円分購入し、合計18億円分の仕組債を運用している。この仕組債は平成22年6月現在で5億円分は金利が付かない状況であり、全ての仕組債を解約すると最小でも2億9,000万円の元本割れが生じる。</p> <p>また、仕組債運用枠拡大を議決した理事会は、出席理事7名、委任状提出理事8名であり、府として基本財産の寄附を求める検討がなされていた中で、府が選出した理事は委任状を提出し理事会を欠席していた。</p> <p>今後、資産運用基準を改正するなど財団の運営に関する重要な事項を議決する理事会には、大阪府として理事会に出席し、その職責を果たすべきである。</p>	<p>（資産運用基準の改正について）</p> <p>仕組債については、大阪府が改善を指導し、平成23年3月開催の評議員会・理事会において、府選出の評議員・理事が出席し、(1)資産運用基準の改定及び(2)資産運用方針の策定を行いました。</p> <p>(1) 資産運用基準では「運用結果等の報告」において、これまで決算承認を行う理事会での報告としていたのに加えて、運用状況について、随時、理事に報告するものとし、「格付基準」における採用基準及び「取得債券格下げ時の対応」を新たに定めるとともに、資産運用基準の見直しには理事会の承認を得ることとするなどして、基本財産の運用について適切に管理を行えるようにしました。</p> <p>(2) 平成23年度資産運用方針においては、現在保有している仕組債の運用について、現保有高を上限とすることとしました。</p>
--	--

（介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの運用について）

監査対象機関名	福祉部（地域福祉推進室事業者指導課）	
監査実施年月日	平成21年6月3日から同年7月21日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」については、平成18年度から運用開始されてきたところであるが、当該システムのデータベースのうち、介護保険事業者の管理情報の入力作業が完了していないため、公費を投じているシステムが十分に活用されていない状況となっているので速やかに是正されたい。</p> <p>また、当該システムの運用の意義は、介護支援専門員の資格管理情報との連携であることから、担当課間で相互に連携することにより業務を円滑に行うよう努められたい。</p>	<p>（介護保険事業者の管理情報の入力作業について）</p> <p>措置報告済み</p> <p>（介護保険サービス関連業務に係る担当課間の密接な連携について）</p> <p>平成22年度組織改正により同じ室内の組織となり、システム運用について一体的に国に要望するなど業務に関する課題について連携を進めました。</p> <p>（国に対する改善の要望等について）</p>	

<p>なお、当該システムは介護保険法の適正かつ円滑な運用のため、国が設計し全国ネットワーク化を図るべく導入したものであるが、実際の運用面においては課題があると思われるので、各都道府県と連携を密にし、国に対して改善の要望を行う等、強く意見表明されたい。</p>	<p>平成22年6月11日、厚生労働省に対して、平成22年度全国主要都道府県民生部（局）長連絡協議会から、「当該システムが本来の目的に見合った効果的な運用がなされているか国において検証するとともに、都道府県の意見も踏まえ、システムの廃止・再構築も含めて早急に検討すること」を要望しました。</p>
---	--

(介護サービス情報公表制度について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>福祉部（高齢介護室）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月14日から同年8月20日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>介護サービス情報公表制度に係る手数料の納付は、手数料条例により、事業者は情報公表事務に係る手数料を指定情報公表センターに、調査事務に係る手数料を指定調査機関に納付しなければならないと規定されている。しかしながら、現行の納付手続は明確な根拠がないまま、指定情報公表センターが公表手数料とあわせて調査手数料も代行して徴収している。</p> <p>また、介護保険法の法律改正に伴って、手数料条例に規定する介護保険法の条項の改正が必要になったにもかかわらず、所要の手続を怠っていることにより、条例に規定する内容とそれに対応する法令の条項に齟齬が生じている。</p> <p>このため、手数料の納付手続の実態及び介護保険法の改正に即して、手数料条例の規定を見直されたい。</p> <p>さらに、情報公表センターは過大な手数料収入により多額の繰越金を保有していることから、大阪府としてその繰越金の取扱を検討し、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>(手数料の代行徴収について)</p> <p>平成22年12月1日通知分から、情報公表を行う事業者に送付する納付通知書の摘要欄に、公表センターが調査機関に代行して収納事務を行っている旨表示するとともに、その旨を公表センターホームページにも掲載しました。</p> <p>(手数料条例の条ずれについて)</p> <p>平成23年2月議会に、条ずれを改める改正条例案を提案し、可決されたので公布の日から施行することとしました。</p>	

(一時保護所の設置・運営について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>中央子ども家庭センター</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年12月7日から平成23年1月21日まで</p>	

監査の結果	措置の状況
<p>府においては、平成22年12月に「子どもを虐待から守る条例」を制定し、府の責務として、子どもを虐待から守るために、子ども家庭センターの体制を毎年検証し、きめ細かな対応ができる体制及び施設の整備をしなければならない旨定めている。</p> <p>現状を見ると、虐待相談の受付件数の増加に伴って、一時保護件数も増加傾向を示し、中央子ども家庭センターに併設する「一時保護所」の入所状況は常に満床の状態であるとともに、当該業務を補完する仕組みである民間児童福祉施設等への一時保護委託件数も一時保護全件数の約5割に近づいている。</p> <p>また、年齢差や性別、異なる家庭環境等、多様な属性の児童が短期間に入退所し、入所児童全体としての状況が刻々変化するという業務の特殊性から児童指導員等の負担は大きく、当該職員が「夜間・休日虐待通告」の電話受付業務をも担っていることから、入所児童一人ひとりの属性に応じた対応が困難な状況となっていることが危惧される。</p> <p>このため、条例の理念や施策方針に基づき、中央子ども家庭センターとして本庁とも十分に協議を行い、以下の措置を講じられたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既存施設の定員増や施設の増設などについて、「府立子どもライフサポートセンター」との調整をも視野に、経済性、効率性及び有効性について検討し、抜本的な対策を計画的かつ早急に講じること。 2 一時保護業務を受託する民間児童福祉施設等に対して十分な支援を行うこと。 3 児童指導員等が行う、一時保護児童一人ひとりの状況に合わせたケアに支障を及ぼすことのないよう、業務執行体制を見直すこと。 	<p>(2 一時保護業務の補完機能を担う民間児童福祉施設等に対して十分な支援を行うこと。)</p> <p>新たな一時保護所を整備するまでの間、一時保護を受託した児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設において多くの児童の委託一時保護を行うことになることから、これらの施設における一時保護に支障が生じないよう、日常生活指導を通じた児童の行動観察、児童への日中の活動支援、孤独感を防ぐケア等を行うための費用を平成23年度に新たに委託料として支弁します。</p> <p>(3 児童指導員等の業務を軽減するための方策を検討すること。)</p> <p>「夜間休日虐待通告専用電話(虐待110番)」の受電業務(平日は17時45分から翌日9時まで、休日は終日)については、平成23年4月18日から平日の夜間(17時45分から21時30分まで)及び休日の日勤時間帯(9時30分から18時まで)は子ども家庭センターの相談担当職員が対応を行うよう、児童指導員等の電話受付業務を軽減した業務体制に変更いたしました。</p>

(なお、この意見は福祉部に係る意見ともする。)	
-------------------------	--

(保健所における検診業務のあり方について)

監査対象機関名	健康医療部（保健医療室）
監査実施年月日	平成22年6月21日から同年7月28日まで
監査の結果	措置の状況
<p>府内14か所の大阪府保健所においては、結核接触者健診等の一環として、エックス線撮影業務を実施しているが、平成20年7月に一般健康相談事業を廃止したことに伴い、平成20年度以降、業務量が大幅な減少傾向にあり、当該業務が非効率な状態で実施されている。（撮影装置の稼動状況：稼動日1日あたりの平均件数5.3件、年間要勤務日数1日あたり平均1.7件）</p> <p>このため、エックス線撮影業務について、老朽化が著しい高額な機器の更新や専門職員の適正配置等の課題を踏まえ、府指定結核医療機関への委託の拡大等について、経済性、効率性、有効性の観点から早急に検討されたい。</p> <p>また、検討に際しては、結核感染拡大防止対策はもとより、その費用対効果や府民サービスの利便性向上の観点から、あり方の検討会への外部の専門家の参加など、府民等から幅広く意見を徴されたい。</p>	<p>今後の診療放射線技師業務については、外部専門家も参画した「診療放射線技師業務のあり方検討会」を設置し、検討を行いました。</p> <p>検討の結果、発病された方の家族や接触の多かった方（濃厚接触者）などに対するエックス線撮影については、感染拡大防止の観点から今後も引き続き保健所で実施することとしました。</p> <p>併せて、撮影業務委託の拡大については、結核の専門医が少なくなっている現状や専門医療機関の不足などから、早急な委託拡大は難しい現状がありますが、今後、保健所における結核対策を十分に理解した医療機関の確保に努め、外部委託の拡大を図っていくこととしました。</p>

(薬物乱用防止対策について)

監査対象機関名	健康医療部（薬務課）
監査実施年月日	平成22年6月21日から同年7月28日まで
監査の結果	措置の状況

薬物乱用の状況は、大麻や覚せい剤事犯の検挙者数が増加（平成21年薬物事犯検挙者数1,890人、対前年比10%増）しているなど近年大きな社会問題となっており、平成22年度健康医療部長マニフェストの中でも「薬物乱用防止対策の充実」が重点課題の一つとして掲げられている。

しかしながら、財政再建プログラム等の方針により薬物乱用防止対策に係る関係予算は年々減少（平成22年度1,763千円）している。各種団体やボランティアの協力を得て啓発活動の推進に取り組んでいるが、新たな施策展開のためには予算の確保も必要である。一方、「大阪府麻薬覚せい剤等対策本部」も専門部会など実務レベルの活動は行われているが、本部委員会議の開催実績はない状況である。

今年上半期の大麻事犯検挙・補導少年数は前年同期に比べて更に増加しており、緊急の対応が望まれるところである。

公民が一体となり府民運動としての取組を推進すべく、関係機関との連携を強化するとともに、行政の強いメッセージ、主導力を示し、更に積極的、効果的な施策を展開し、薬物乱用防止対策の充実に努められたい。

(薬物乱用防止対策予算の増額)

薬物乱用防止講師の養成を行うとともに、薬物乱用防止指導員や各関係機関、ボランティア団体と連携して、新たな麻薬覚せい剤乱用防止府民運動を促進するため、平成23年度7,749千円の予算を計上しました。

<新規重点事業>

- ・薬物乱用防止講師養成事業 (3,928千円)
- ・地域安全センター薬物啓発事業 (1,965千円)

(薬物乱用防止対策の実施)

関係機関（府警、教育委員会、府民文化部、健康医療部等）が連携し、薬物乱用防止対策を主導するとともに、民間ボランティア（団体）と協働し、各府民運動を推進しました。

(1) 府民運動の促進

ア 「ダメ。ゼッタイ。普及運動」ほか、年間を通じ府内110か所で啓発

イ 国際麻薬撲滅デー(6/26)に中央区ミナミで大学生による街頭啓発

ウ 西成区のボランティア団体等との協働による「覚せい剤撲滅パレード」(7/4、11/21)

エ 住民との対話集会(7/15、泉佐野市)

オ 大学生、吉本の芸能人の参加・協力による「麻薬覚せい剤乱用防止運動大阪大会」(11/14、中央区ミナミ)

カ 映画広告ポスター、ブログ（薬剤師会・吉本クリエイティブエイジェンシー）による若者層への呼びかけ

(2) 薬物乱用防止教室の開催推進

公立、私立すべての中学・高校で開催を推進

(ベンチャー支援事業に係る今後の補助事業のあり方について)

監査対象機関名	商工労働部（経営支援課）	
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>(財)大阪産業振興機構におけるベンチャー支援事業は、事実上、平成17年度に終了しているにもかかわらず、(財)大阪府研究開発型企業振興財団への平成9年度からの収支差補助が平成13年の統合後も続けられており、平成21年度は、16,534千円が支出されている。</p> <p>債務保証や直接投資などベンチャー支援事業が実施されていた当時とはともかく、事業が実質的に終了してから4年が経過した現在においては、大阪府の施策目的に照らして、効果検証が十分に行われているか疑問があるとともに、その手法等の妥当性に疑義があると言わざるを得ない。</p> <p>(財)大阪産業振興機構における今後のベンチャー支援事業の効果的な事務処理を図るとともに、ベンチャー振興事業補助金の効果検証を適切に行い、そのあり方について検討されたい。</p>	<p>本件については、費用対効果を勘案し、債権回収先の重点化を図るなど事務処理の効率化を行うとともに、人員体制等を抜本的に見直しました。その結果、事業費を大幅に縮減することができ、平成23年度以降は財団の収入の範囲内で事業を実施することとし、ベンチャー振興事業補助金は平成22年度をもって廃止することとしました。</p>

(金融新戦略について)

監査対象機関名	商工労働部（金融支援課）	
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>金融新戦略については、一定の融資実績を挙げたものの、(財)大阪産業振興機構に準備した損失補償財源33億円は、融資実施期間終了後の平成20年度に枯渇し、以後に発生する損失負担見込額として124億円は大阪府が負担しなければならない状況となっている。</p> <p>また、融資額の98%を占めるポートフォリオ型融資については、融資総額、金融機関における損失発生状況等は機構におい</p>	<p>本件については、これまで、各金融機関に対し、中小企業の負担軽減と損失の抑制に配慮した適正管理を要請してきたところですが、この度の意見を受け、事業の実施主体である(財)大阪産業振興機構とともに、改めて個々の取扱金融機関に対しヒアリングを実施するとともに、同機構理事長名の文書により、適正な債権管理の徹底と具体的な対策の実施を要請しました。</p> <p>また、同機構から金融機関ごとの状況に応じた具体的な損失補償縮減</p>

<p>て把握しているが、融資残高や融資先企業の状況については機構で把握できる仕組みとなっておらず、融資先企業の指導は金融機関が行っている。</p> <p>今後、大阪府の負担を抑制するためには、金融機関へ融資先企業の経営指導を強化し、デフォルトを抑制するよう依頼するだけでなく、融資額やデフォルト率についてみれば金融機関に偏りが見られることから、金融機関ごとの状況に応じた対策を充実する必要がある。</p>	<p>への取組について報告を受けています。</p> <p>これらの取組を受け、各金融機関においては各店舗への文書配布による注意喚起や、条件変更先の状況把握等を行う間隔の短縮など、それぞれの状況に応じた対策を講じ、より充実した債権管理を行っていくこととしています。</p> <p>また、損失補償の実施に際しては、各金融機関ごとのマニュアルを作成して調査を行い、損失補償要件に合致しない案件については対象から除外しています。</p> <p>今後とも、個々の金融機関の損失発生状況に応じた適切な対応をとることにより、府の負担軽減に努めていきます。</p>
--	--

(駐車場管理補助業務委託契約について)

監査対象機関名	中央卸売市場	
監査実施年月日	平成22年6月14日から同年7月21日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>大阪府中央卸売市場内の有料駐車場の管理補助業務については、大阪府青果卸売協同組合、大阪府水産物卸協同組合及び大阪府中央卸売市場関連事業者組合三十三会（以下「卸売組合等」という。）に年間6,171千円で委託している。</p> <p>卸売組合等への随意契約による委託が、管理業務の遂行上必要不可欠なものであるという点、また、委託によって人件費が削減される等、業務の効率化・適正化にとって有効であるかという点が十分に確認できなかった。</p> <p>卸売組合等への委託がコストを増大させていないかについて、十分に検討されたい。</p>	<p>市場内の有料駐車場の管理補助業務については、業務内容の精査を行い、一定の業務量に対応する必要があることから、市場自らが行うよりも外部委託が効率的であること、また、業務内容について、駐車場利用者は市場関係者であり、日々の管理・受付業務も伴うものであることから、場内事情に習熟し、場内に常駐事務所がある各市場内組合への委託が効果的であると考えています。</p> <p>委託料についても、精査を行い、6,172千円（平成22年度）から2,114千円（平成23年度当初予算）としました。</p>	

(大規模改修計画の見直しについて)

監査対象機関名	中央卸売市場	
監査実施年月日	平成22年6月14日から同年7月21日まで	

監査の結果	措置の状況
<p>大阪府中央卸売市場が策定した大規模改修計画に含まれる特別高圧受変電設備更新工事については、概算工事費870,000千円と計画されていたところ、主要部分について一般競争入札の結果、実際工事費は418,182千円となる見込みとなり、著しい乖離が発生している。これに伴い、総額59億円で計画されていた大規模改修計画については、55億円で修正された。</p> <p>大規模改修計画は大阪府中央卸売市場のあり方の検討にも影響を与える情報であり、概算の計画段階においても、可能な限り実態に即した金額をもって計画される必要がある。</p> <p>現在計画されているその他の工事についても、計画金額の妥当性について、十分調査し、計画の見直しの必要性を検討されたい。</p>	<p>大規模改修計画は、市場経営に大きな影響を及ぼすものであることから、可能な限り実態に即した金額で計画する必要があると考えています。</p> <p>そのため、公共建築室と協議を進め、概算見積りの内容の精査、予算編成作業における精査などを通じて、計画の見直しを行い、事業費総額を約35億円で縮減しました。</p>

(生ごみ処理の検討課題について)

監査対象機関名	中央卸売市場	
監査実施年月日	平成 22 年6月 14 日から同年7月 21 日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>生ごみ高速減容化処理業務委託契約については、平成22年度末に契約期間が満了し、平成23年4月以降の契約更新についての検討がなされている。</p> <p>最善の方法を模索した結果、最も有効な方法が採用されるべきであるが、代替案について必要十分な検討がされたという点について確認できなかった。</p> <p>平成23年度以降の長期的な生ごみ処理の方策について、早急かつ十分な検討が必要である。</p>	<p>平成23年度以降の生ごみ処理方策については、生ごみ高速減容化処理業務委託契約が平成22年度末に10年間の契約期間が満了するため、現契約を継続するか他のリサイクル方法を採用するかについて検討を進めました。</p> <p>検討の結果、現契約よりも低コストであり、リサイクルについても有効であることから、市場外での処理を実施することとしました。</p> <p>そのことにより、生ごみ処理に係る費用については、211,890千円（平成22年度）から93,989千円（平成23年度当初予算）と大幅に縮減できる見込みとなっています。</p>	

(土地占用料収入未済案件の管理体制等について)

監査対象機関名	西大阪治水事務所
監査実施年月日	平成20年10月27日から同年12月19日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府西大阪治水事務所の土地占用料の収入未済債権のうち、適切な回収方策がとられず時効が成立している事案があった。これは個々の案件に担当職員の判断で対応しており、組織的な管理が十分でないことが一因であると考えられるので、事務所において収入未済案件に関する情報を一元的に管理し、定期的にその管理状況をチェックする仕組みを構築されたい。</p> <p>また、都市整備部では、平成17年度に「滞納処分マニュアル(案)」を作成しているが、具体的にどのように事務を行うかの記載が十分ではないと考えられるため、滞納処分に関する知識や経験が少ない職員でも容易に理解できるよう更なる改善を図られたい。</p> <p>さらに、研修等を通じて担当職員の知識向上を図ることとされたい。</p> <p>(なお、後段部分の意見は都市整備部に係る意見ともする。)</p>	<p>(河川使用料収入未済の回収体制の整備) 措置報告済み(西大阪治水事務所)</p> <p>(滞納処分マニュアル(案)の改善等による知識向上) 当部においては、平成20年度の委員意見を受け、「滞納処分マニュアル(案)」の内容改善を行うため、平成21年度末には、滞納処分に関する知識や経験が少ない職員でも容易に理解できるよう「初心者向け」版を策定するとともに、平成20年度以降、債権管理担当者を対象にした研修を10回実施し、担当職員の知識向上に努めてきたところです。</p> <p>また、今年度より全庁的な債権管理の強化対策に取り組んでおり、その一環として、当部においても債権の回収・整理計画を策定し、それに基づき適正な債権管理に取り組んでいます。</p> <p>今後も、研修を実施する等、引き続き担当職員の知識向上に努めていきます。</p>

(大阪府土地開発公社が保有する未利用代替地の処分について)

監査対象機関名	都市整備部(用地室)
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
<p>未利用代替地の処分については第一義的には大阪府土地開発公社に責任があるが、りんくうタウン内の代替地については、現行の用途制限のままでは処分が困難なため、実態に見合った用途制限の柔軟な見直しが望まれるが、そのためには府の協力が不可欠である。また、地価が下落傾向にある状況において、</p>	<p>(用途制限をはじめとした制限緩和について) 府用地室は、りんくうタウン内の土地開発公社保有代替地のうち、工場団地ゾーン内分譲地の分譲条件の緩和について、大阪府土地開発公社と共に、地元自治体である田尻町及び府タウン推進室と協議を行い、合意に至ったため、平成23年2月の再公募からは、以下のように</p>

<p>公社の販売額と簿価との差額及び代替地の財源である銀行からの有利子借入に伴う支払利息は、府の負担となるものであり、代替地の早期処分は府自身にとって重要な問題である。したがって、府は、公社が早期に代替地を処分できるよう、用途制限の早期の見直しをはじめとした制限緩和に主体的に取り組まれない。</p>	<p>分譲条件を緩和しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用途制限の緩和 募集用途を「製造業等」に限定していましたが、最低限必要な制限にとどめ、製造業はもとより、サービス業など幅広い業種を対象として募集しました。 2 その他の制限の緩和 また、同分譲地では、土地購入者は、土地・建物を自ら所有し、自ら事業主体となることを義務付けていましたが、近年の企業の分社化等に対応させるべく、親会社が土地を所有し、子会社が建物を所有するなど、親子企業による共同事業が可能となるよう制度を見直しました。
--	--

(不動産調達特別会計の道路用地及び街路用地について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>都市整備部（交通道路室）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月15日から同年8月4日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>府は、事業開始前に不動産調達特別会計から一般会計に公共施設用地等を買戻すことなく事業供用等しており、不動産調達特別会計と一般会計とを混同して会計管理していることから、地方自治法第209条第2項及び大阪府特別会計条例の趣旨に反している。よって、事業供用等を実施済の道路用地等については、速やかに不動産調達特別会計から一般会計に買戻されたい。</p>	<p>道路事業及び街路事業において将来的に必要となる事業用地については、通常、土地開発公社等の資金を活用して先行取得しており、計画的に買戻しを行っています。</p> <p>そのような中、急激な先行取得の需要増に対応するため、平成4年度～平成8年度に限って、公社資金の外に国土交通省の貸付制度（都市開発資金制度）を活用し、不動産調達特別会計にて事業用地を先行取得していましたが、同特別会計と一般会計とが同じ府の会計であることから、用地を一般会計に買戻しすることなく供用した事例がありました。</p> <p>これらの供用済み用地については、平成22年度2月補正予算において、一般会計に買戻しました。</p>	

(運転手職員の効率的運用について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>都市整備部（都市整備総務課）</p>	
----------------	-----------------------	--

監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>都市整備部には公用車の運転を主たる業務としている職員（運転手職員）が存在する。都市整備部本庁所属の運転手職員（7名）の稼働率が低いことから、より効率的な運用方法を検討されたい。</p>	<p>これまで配車管理は、それぞれの所属（都市整備総務課2台、交通道路室2台、河川室2台、用地室1台）で行っていましたが、このたび、共通の日程表（パソコンのOutlook 予定表を活用）を使用し7台の配車管理を行うこととしました。これにより、公用車の空き情報等が、部内所属間で共有化され、使用対象者である都市整備部本庁所属の職員が、いつでも・誰でも必要な時に公用車を使用できるようになり稼働率も向上しました。</p> <p>加えて、平成23年4月から運転業務の体制（7台⇒3台）を見直すこととしました。</p>

(不動産鑑定士の選任方法及び選任数について)

監査対象機関名	都市整備部（用地室）	
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>取得する用地価額の決定のための不動産鑑定士の選任にあたっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約ではなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でも府に登録された不動産鑑定士の中からより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>また、不動産鑑定士の選任数は、価格算定が著しく複雑で困難なものを除き、現状の1物件につき原則2名以上から1名のみとすることにより費用削減を図るとともに、府職員が鑑定評価に関する知識及び評価ノウハウを習得し、不動産鑑定士による鑑定評価の妥当性を検証していくことを検討されたい。なお、少額の土地取引については、特に検討が必要である。</p>	<p>取得する土地を含む近隣地域に近接した類似地域に鑑定事例が存在する場合は、その難易度に応じ、（1）鑑定評価を求めず価格算定を行う、もしくは（2）府職員がまず価格算定を行い、その正確性を検証するため1社に鑑定評価を求める方法をとることとしました。</p> <p>また、取得する土地の近隣地域内又は近隣地域に近接した類似地域内に公示地または基準地がある場合は、鑑定評価を求めず価格算定を行うこととしました。</p> <p>今後も、慎重な土地評価を堅持しながらも府職員が比準（価格算定）できる範囲の拡大のため、知識の研鑽に努めるとともに、鑑定評価を行う案件についても類似地域からの比準の可能性を探り、併せて鑑定事例の蓄積を現在より詳細に行い、検討の機会を増やすべく、関係部局とも調整を図ります。</p>

	<p>なお、平成22年度においては、前記（１）・（２）の手法により、5件の土地評価を行い、経費の節減に努めました。</p>
--	---

(不動産鑑定士の選任方法及び少額取引の評価方法について)

監査対象機関名	都市整備部（港湾局）
監査実施年月日	平成22年7月14日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
<p>土地の売買及び貸付取引における不動産鑑定士の選任に当たっては、競争性・透明性を確保するため、他の地方公共団体における適用事例も勘案した上で、随意契約でなく競争入札に付すこと、あるいは、随意契約による場合でもより競争性・透明性をもって選任する仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>また、少額の取引についてまで不動産鑑定士の鑑定評価を実施することは、費用対効果の面から必ずしも必要ないと考えられるため、今後、少額の取引に関する取引価額の決定に当たっては、簡易鑑定の利用、あるいは、府職員が自ら対応する等、費用削減の観点から簡略化できる方法を検討されたい。</p>	<p>(少額取引の評価方法について)</p> <p>平成22年度、当局阪南港湾事務所で、売却価格が約120万円の評価の3筆の土地について、簡易鑑定を活用しました。（正規の鑑定手数料512,400円⇒簡易鑑定手数料168,000円）</p> <p>少額取引に限らず、簡易鑑定（不動産鑑定士による意見書）を行うのに適した条件を有する土地については、その活用を行うなど、今後とも鑑定に係る費用の削減に努めます。</p>

(指名競争入札の指名業者名及び指名理由の公表について)

監査対象機関名	池田土木事務所
監査実施年月日	平成22年10月6日から同年11月19日まで
監査の結果	措置の状況
<p>平成13年8月に大阪府公共工事入札・契約事務検討委員会が公表した「公共工事入札・契約事務改善の基本方向」における「公募型指名競争入札を含む全ての指名競争入札における業者選定の過程及び結果の透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、指名の強要、指名業者を探ろうとする不当な圧力や行為</p>	<p>平成23年2月22日付け事管第2110号をもって「大阪府都市整備部における入札結果の公表等の取扱いについて」の改正通知があり、所内会議において周知するとともに、関係職員に対し周知徹底を図ったところです。今後とも規定に基づいた適正な公表に努めます。</p>

<p>等を排除するため、」という趣旨を勘案し、単価契約の場合においても指名業者名・指名理由を適切な時期に公表する必要性を十分に検討した上で、指名競争入札（単価契約）の指名業者名・指名理由の公表ルールに関する適切な規定等を早急に整備し、各出先機関において適切に運用されるよう指導されたい。また、工事請負のみでなく、委託業務に関する指名競争入札についても同様に検討されたい。</p> <p>（なお、この意見は都市整備部事業管理室に係る意見ともする。）</p>	
---	--

(指名競争入札の指名業者名及び指名理由の公表について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>池田土木事務所</p>	<p>措置した機関：都市整備部（事業管理室）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年10月6日から同年11月19日まで</p>	
<p>監査の結果</p>		<p>措置の状況</p>
<p>平成13年8月に大阪府公共工事入札・契約事務検討委員会が公表した「公共工事入札・契約事務改善の基本方向」における「公募型指名競争入札を含む全ての指名競争入札における業者選定の過程及び結果の透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、指名の強要、指名業者を探ろうとする不当な圧力や行為等を排除するため、」という趣旨を勘案し、単価契約の場合においても指名業者名・指名理由を適切な時期に公表する必要性を十分に検討した上で、指名競争入札（単価契約）の指名業者名・指名理由の公表ルールに関する適切な規定等を早急に整備し、各出先機関において適切に運用されるよう指導されたい。また、工事請負のみでなく、委託業務に関する指名競争入札についても同様に検討されたい。</p> <p>（なお、この意見は都市整備部事業管理室に係る意見ともする。）</p>		<p>出先事務所における単価契約の指名競争入札に関して、指名業者名及び指名理由の公表の取扱いが統一されておらず、また委託役務業務については規定がなかったため、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び委託役務業務について入札結果の公表等に関する規定を整備し、部内各所属に周知徹底を図りました。</p> <p>今後も定期的に研修を行うなど、適正な事務執行に努めます。</p>

--	--

(鉄道委託工事の透明性確保について)

監査対象機関名	八尾土木事務所
監査実施年月日	平成22年10月5日から同年12月3日まで
監査の結果	措置の状況
<p>鉄道委託工事に係る書類を確認したところ、鉄道委託工事における鉄道事業者と当該工事の請負業者との間の工事注文書、工事注文請書、請求書等（以下「関係書類」という。）が入手されていなかった。</p> <p>「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」に従い、鉄道事業者と請負業者との間の関係書類の提出を受け、府において検証することにより、公共事業としての事業のより一層の透明性の確保に努められたい。</p> <p>また、今後の工事の実施に際しては、鉄道事業者から提出を受けるべき資料に関しては、「透明性確保の徹底のための協定書記載例」に従い、鉄道事業者との協定書に予め記載して入手することとされたい。</p>	<p>「透明性確保の徹底に関する申し合わせ」に記載されている、鉄道事業者と請負業者との工事注文書（発注書）、工事注文請書（請書）、請求書等の関係書類については、大阪府の検査時には内容確認（平成21年8月7日）を行っていたものの、入手できていなかったことから、今回、関係書類の提出を受け、改めて内容が適切であることを確認（平成23年2月22日）しました。</p> <p>また、現在、鉄道事業者で工事を進めている「連続立体交差事業に関する鉄道工事等の施行協定書」については、透明性確保徹底の条項を変更追加（平成23年2月28日）しました。</p> <p>今後も、鉄道事業者との協定締結に際しては、「透明性確保の徹底のための協定書記載例」に従い、協定書に予め記載するとともに、関係書類の提出を受け、内容が適切であることを検証し、透明性の確保を図っていきます。</p>

(鉄道委託工事の透明性確保について)

監査対象機関名	西大阪治水事務所
監査実施年月日	平成22年12月22日
監査の結果	措置の状況

<p>鉄道委託工事に係る書類を確認したところ、鉄道委託工事における鉄道事業者と当該工事の請負業者との間の関係書類については、工事請負契約書を除き入手されていなかった。</p> <p>「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」に従い、工事請負契約書（または工事注文書、工事注文請書）だけでなく、鉄道事業者と当該工事の請負業者との間のその他の関係書類（出来高報告書、請求書等）の提出を受け、府において検証することにより、公共事業としての事業のより一層の透明性の確保に努められたい。</p> <p>また、今後の工事の実施に際しては、鉄道事業者から提出を受けるべき資料に関しては、「透明性確保の徹底のための協定書記載例」に従い、鉄道事業者との協定書に予め記載して入手することとされたい。</p>	<p>公共事業の透明性確保についてはその重要性を認識し、事業を進めているところですが、今回の監査委員の意見を受け、鉄道事業者と当該工事請負業者との間の出来高報告や請求書等、全ての書類の提出を受け、平成23年2月28日に適切に行われていることを確認しました。</p> <p>今後の鉄道委託工事に際し、鉄道事業者から提出を受けるべき資料に関しては、「透明性確保の徹底のための協定書記載例」に従い、鉄道事業者との協定書に予め記載し、通達に基づき適切な事務に努めます。</p>
---	--

(手数料収受について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部（建築指導室）
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府住宅まちづくり部では、手数料収受を伴う申請者からの申請書確認業務において、担当者のチェックが不十分であったことにより、過大に手数料を収受する事実が発生していた。</p> <p>「収受誤りが発生するリスク」を事前に認識し、そのようなリスクが発生しないような内部統制（チェック体制）の整備を徹底していれば防げるものであったと考えられるため、今後、見直しを図られたい。</p> <p>また、同事例の中で過大収受分（証紙にて収受）を受け取っておき、同じ申請者の同一建築物の検査申請に充当する事実が発生しており、本来は、過大収受部分を一旦、返還すべきであった。</p>	<p>意見を受け、受理時審査項目表に手数料チェック表を追加し、その日の受付分の再チェックを行うなど、今後、同様の事案が起きないよう対策を講じました。</p> <p>なお、前述の取り組みにもかかわらず、過大収受金が生じた場合は、関係規定等を踏まえて返還するよう徹底します。</p> <p>また、グループ会議等でコンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発への取組強化を行いました。</p>

今後、このような処理を行うことのないよう、コンプライアンス意識の向上及び公金に対する意識啓発への取組の徹底が課題であり、速やかに対応されたい。	
---	--

(府営住宅に係る家賃決定方針について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部 (住宅経営室)
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府では、府営住宅に係る「耐震改修工事」について、府営住宅入居者の安全を確保するため、耐震基準が改正されたことにより、既存不適格となった建物の機能を回復するものとして、その工事費用は、家賃に反映していない。</p> <p>しかし、「耐震改修工事」により「耐震機能が向上」し、府営住宅入居者の利便性が一定向上しているため、当該工事費用の一部について家賃への反映を検討されたい。</p> <p>今後、入居者を含めた府民に対し、大阪府の家賃決定方針を分かりやすく公表し、その説明義務を果たされたい。</p>	<p>(家賃決定方針の説明等について)</p> <p>入居者を含めた府民に対し、公営住宅制度における家賃について理解を深めていただけるよう、府営住宅総合募集パンフレットに入居者が負担する額(家賃)及び近傍同種家賃(民間家賃相当額)を明記することとしました。</p>

(一般会計等への貸付金について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部 (タウン推進室)
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
<p>大阪府地域整備事業会計において長期貸付金として処理されている他会計への貸付金については、貸付期間が確定しておらず、利息は元本にあわせて収入することとしているため、平成21年度末時点における残高197億円に係る利息は、貸付以来収入されていない。利息については毎期に収入されるような条件と</p>	<p>(貸付利率について)</p> <p>貸付利率が定められていなかった一般会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計への貸付金については、その利率を各年度毎の大口定期1年物に設定しました。</p> <p>(一般会計への貸付金について)</p>

<p>することも含め、貸付条件を確定することを検討されたい。</p> <p>また、利息については、企業会計の期間損益を適正に表示するため、少なくとも利率を定めて、収入の有無に関係なく、事業年度末日までの利息を計上することを検討されたい。</p>	<p>一般会計への貸付金については、元本・利息とも今年度末に返済されることとなり、平成22年度2月補正予算に計上しました。</p> <p>(関西国際空港関連事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計への貸付金利息について)</p> <p>関西国際空港関連事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計への貸付金については、その利息が返済されることとなり、今年度までの利息については、平成22年度補正予算に計上するとともに、平成23年度分については、平成23年度当初予算に計上しました。</p>
--	--

(違約金及び損害金の回収可能性について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>住宅まちづくり部 (タウン推進室)</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月17日から同年7月30日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府まちづくり促進事業会計には、貸付料滞納を原因とした契約解除に関して、賃借人に起因する契約解除の違約金及び契約解除後も土地を明け渡さないことによる損害金等、合計約1億円が未収計上されている。当該未収金については、契約解除の経緯、その後の対応から回収可能性に疑義があると言わざるを得ず、少なくとも貸借対照表にそのような債権があることを注記すべきである。</p> <p>また、公営企業の計理方法としては、すべての費用及び収益をその発生の事実に基づいて計上することとされているのであるが、収益については現実に収益として企業に入ってくる可能性(実現性)が重視されており、不確実な収益を計上して、後にこれが現実の収益とならなかったというような事態は避けなければならない。契約解除の理由からみて、当該違約金や損害金は、実現性が高いといえるか疑問がある。損害金については、土地を明け渡すまで今後も発生し続けるものであるが、「実現性」について慎重に判断し、収入が確実となった時点ま</p>	<p>(損害金の収益計上について)</p> <p>平成22年度の損害金については、その実現性を検討した結果、現時点では収益計上を行わないこととしました。</p>

たは収入時点で収益計上することを検討されたい。	
-------------------------	--

(不動産鑑定評価について)

監査対象機関名	住宅まちづくり部（タウン推進室）
監査実施年月日	平成22年6月17日から同年7月30日まで
監査の結果	措置の状況
平成21年度において、売却価額313千円に対し、鑑定料が145千円支払われている事例があった。土地の処分時に、評価額が僅少と予測される場合にまで不動産鑑定士による鑑定評価を行う必要性を検討されたい。	<p>今後は、経済的合理性及び事務の効率化を図る観点から、売却予定価格が少額のものについては、不動産鑑定を行わず、相続税路線価等を使用し売却価格を算定することとします。</p> <p>なお、その基準額については、「タウン推進室財産評価審査会に対する諮問不要事項について(平成18年3月31日企監第1763号)」第2項において、『予定価格が50万円未満の土地について処分するとき』を諮問不要としていることから、当審査会に諮問する必要がない『50万円』とします。</p>

2 指摘事項に対する措置

(光熱水費等経費等の徴収について)

監査対象機関名	障がい者交流促進センター
監査実施年月日	平成22年11月16日から同年12月17日まで
監査の結果	措置の状況
大阪府立障がい者交流促進センターにおいては、社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会に対して、障がい児等療育支援事業実施のために行政財産の使用許可を行っているが、施設の使用に伴う光熱水費等経費が同い定めにより免除されていた。ま	<p>(物品貸付に係る手続について)</p> <p>本件物品は、老朽化等により使用不能や機能低下の状態であったため、(社福)大阪府肢体不自由者協会が自主財源で新たに物品を購入し、使用していたことが判明しました。</p>

<p>た、物品の貸付けに係る手続を怠っているものがあった。</p>	<p>したがって、当センターの所有する当該物品については、不用決定をして備品台帳から削除しました。 今後は、このようなことがないように適正な物品管理に努めます。</p>
-----------------------------------	---

(公募型プロポーザル方式による契約事務について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>福祉部（障がい福祉室）</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月14日から同年8月20日まで</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>府緊急雇用創出基金を財源として、公募型プロポーザル方式により業者選定し、随意契約を予定していた業務委託において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁がなされておらず、長期間にわたり契約を締結しないまま業務を行わせ、委託業務の一部が完了していないものがあった。 また、応募受付期間の設定が短期間であるなど、業者選定過程における事務手続が不適正なものがあった。</p>	<p>(委託業務の未完了及び不十分な業務完了検査) 平成21年度末に委託事業者から提出された業務完了報告書を確認したところ、市町村の障害福祉計画と相まって地域診断が可能な市町村ごとの社会資源の分布表など、一定の水準に達しており、当該業務は完了したものと判断し、成果品についての検査を完了したものです。 その後、監査事務局からの監査の指摘を踏まえ、精査したところ、業務の一部について完了の報告がなされていなかったため、平成22年10月に、この部分について追加報告書の提出がありました。 なお、当該提出物について地方自治法第234条の2第1項及び同法施行令第167条の15第2項に準じた確認を行いました。</p> <p>(公募型プロポーザル方式による契約事務) 今後、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する場合は、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」に基づき、適正に実施します。</p> <p>(決裁遅延) 大阪府財務規則等関係法令を遵守し、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁を行うなど、法令に基づく適正な事務執行を実施するよう周知徹底を図りました。</p>

(決裁遅延について)

監査対象機関名	女性相談センター	
監査実施年月日	平成22年11月30日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>委託契約等の経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。</p>	<p>決裁関係者において、今後は、業務実施期間の始期までに必ず起案・決裁の事務処理を行うようにし、決裁時においては、特にこの点に注意を払うよう確認を行いました。</p> <p>また、今回の指摘事項は、主に人事異動の際の事務引継ぎの不手際から生じたことであることから、今後は、人事異動時において引継書等の書面を作成してこの点を記載し、遺漏のないようにします。</p> <p>特に委託契約等に係る事案については、契約予定一覧を作成して複数の者で確認を行うなど、適正な事務執行に努めます。</p>

(決裁遅延について)

監査対象機関名	障がい者交流促進センター	
監査実施年月日	平成22年11月16日から同年12月17日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期や業務実施日までに経費支出伺の起案及び決裁ができていないものがあった。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、委託契約等の経費支出伺は、必ず事前に決裁を受けることなど、財務規則等に基づいた適正な事務を執行するよう、職員に指導しました。</p> <p>また、今後、委託契約等に係る事案については予算執行予定一覧を作成し、複数の者でチェックを行い、再発防止に努めます。</p> <p>今後は、このようなことのないように起案者のみならず、決裁関与者も含めて地方自治法及び大阪府財務規則等関係法令を遵守し、適正な会計事務処理に努めます。</p>

(契約及び経費支出事務について)

監査対象機関名	中央子ども家庭センター	
監査実施年月日	平成22年12月7日から平成23年1月21日まで	

監査の結果	措置の状況
<p>業務委託の契約及び経費支出事務において、必要な手続きを経ずに契約書を作成し直して契約単価を変更し、変更後の単価に基づき委託料を支出していたものがあった。</p>	<p>寝具等の洗濯業務委託については、委託先の社団法人と委託金額等の内容について誤りがないように十分に相互確認を行った後に大阪府行政文書管理規程及び大阪府財務規則に基づき、平成23年度契約の締結を行いました。本契約について、単価等の契約内容の変更が必要となる場合は、関係規則に基づく必要な手続きを行います。</p> <p>また、月々の委託料の支払については、委託先の請求について、契約書の内容を基に金額の確認調査を行った後に、適正な支出手続きをします。</p> <p>さらに、公印についても、大阪府公印規程に基づき、公印取扱者が行政文書管理システムにおいて決裁終了文書と照合し、相違がないことを確認の上、使用します。</p> <p>なお、平成22年度分については、単価等の契約内容の変更はありません。</p>

(物品の購入方法について)

監査対象機関名	中央子ども家庭センター
監査実施年月日	平成22年12月7日から平成23年1月21日まで
監査の結果	措置の状況
<p>ホームセンターからの物品購入の経費支出手続において、日付が空欄の見積書等を入手して実態とは異なる日付の收受印を押印し、不適正な手法による経費支出を行っているものがあった。</p>	<p>物品購入の経費支出手続については、関係職員に監査結果を周知するとともに、経費支出手続等に関する留意点について、周知及び注意喚起を図りました。</p> <p>指摘を受けた以降の物品購入については、購入予定物品に係る見積を業者に依頼し、徴収等を行った後に、経費支出伺の起案・決裁を経た組織的な意思決定の後に物品購入を行っています。</p> <p>今後とも物品購入については、所属内の意思疎通及び管理監督の徹底を図り再発防止に努めるとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務執行に努めます。</p>

(決裁遅延について)

監査対象機関名	こころの健康総合センター
監査実施年月日	平成22年11月1日から平成23年1月14日まで
監査の結果	措置の状況
委託契約等の経費支出手続において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。	今回の指摘を踏まえ、再発防止の注意喚起を行うとともに、地方自治法や大阪府財務規則等関係法令を遵守し、適正な会計事務処理に努めるよう、所内の部課長会議等の機会を通じて、職員に周知徹底を行いました。 今後は、年度当初に契約を行う必要のある業務については事前にリストを作成し、遅滞がないよう複数の職員によるチェックを徹底するなど、再発防止に努めます。

(道路賠償責任保険の競争入札の採用について)

監査対象機関名	都市整備部（交通道路室）
監査実施年月日	平成22年6月15日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
道路賠償責任保険について、競争入札に付することが不利と認められるときに該当すると判断して、平成元年から特定の保険会社と継続して随意契約を締結しているが、他府県で入札している所があること、価格競争の可能性があること、説明責任の観点等から、競争入札に付すべきである。	平成23年度の保険契約は、一般競争入札に付すこととし、平成23年3月に入札を実施しました。（3社が入札に参加） 平成24年度以降の保険契約につきましても、一般競争入札に付すこととします。

(随意契約及び一者入札有効の理由について)

監査対象機関名	北部水道事業所
監査実施年月日	平成22年10月21日
監査の結果	措置の状況

<p>随意契約及び一者入札について、時間的制約などの不十分な理由に基づいて承認されているものが存在した。</p> <p>随意契約や一者入札は、例外的に競争性の排除を許容する発注形態であることを鑑みると、その承認は厳格かつ慎重に運用されるべきであり、併せて計画的かつ入念な準備のもと発注業務を遂行されたい。</p>	<p>本件については、所属職員に対して、大阪府水道部会計規程の規定を踏まえ、改めて会計事務に関する手続について周知徹底、注意喚起を図りました。</p> <p>また、一者入札を可とする入札の案件については、今後、指摘の点を踏まえ改善し、適正な事務執行に努めます。</p>
--	--

(通勤手当の認定事務について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>福祉部（子ども室）</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年6月14日から同年8月20日まで</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>通勤手当の認定事務において、経済的かつ合理的と認められる通勤経路があるにもかかわらず、任命権者による確認が行われなかったため、同手当が過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>本件について、総務サービス課と協議を行い、平成22年10月支給分の通勤手当から、最寄り駅を「谷町四丁目」として認定を行いました。</p> <p>また、改めて全職員の通勤認定状況を確認するとともに、再発防止のため、新たに認定する場合、「給与事務の手引き」を確認することを徹底するなど、今後、通勤認定に当たっては、このようなことのないよう適正な事務の執行に努めます。</p>	

(出勤簿の管理について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>修徳学院</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成22年10月19日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>出勤簿の管理において、タイムレコーダーの打刻がないもの等適正な処理を怠っているものがあつた。</p>	<p>タイムレコーダーに打刻されていない職員の出勤状況について、本人及び所属課職員から確認の上、出勤簿の修正を行いました。</p> <p>再発防止のために、直接監督者が行う出勤簿の確認及び処理方法について直接監督者に周知するとともに、定期的に職員の出勤状況を確認することを申し合わせました。</p>	

	<p>また、個々の職員については、タイムレコーダーの打刻はもとより、休暇・出張等の届出を遅滞なく行うよう周知しました。</p> <p>今後、出勤簿の管理をはじめ、サービス管理に当たっては、このようなことがないよう適正な事務執行に努めます。</p>
--	---

(通勤手当の認定事務及びサービスの管理について)

監査対象機関名	富田林保健所
監査実施年月日	平成23年1月13日
監査の結果	措置の状況
<p>通勤手当の認定事務について、最寄り駅までバスを利用する経路で通勤手当の申請を行い、申請どおりの経路で認定を受けたにもかかわらず、実際にはほとんどバスを利用せず過大な通勤手当を受けていたものがあった。</p> <p>また、サービスにおける事務手続において、休暇取得の要件を満たしていないにもかかわらず服喪休暇を承認したものがあつた。</p>	<p>通勤手当の認定について、平成21年4月から同年12月までの通勤手当については、過払い分全額を戻入しました。</p> <p>今後は定期券等の提示による事後確認の徹底を図ります。</p> <p>また、服喪休暇の承認について、特別休暇の取消と年次休暇取得の申請・承認手続を行いました。</p> <p>今後、このようなことが起こらないよう、所属職員に対し注意喚起するとともに、関係規則及び通知に基づく適正な事務の執行に努めます。</p>

(通勤手当の認定事務について)

監査対象機関名	寝屋川保健所
監査実施年月日	平成23年1月25日
監査の結果	措置の状況
<p>通勤手当の認定事務において、定期券等の写しを提出させていたが申請及び認定経路を確認できていなかった。また、提出された定期券の写しは、認定経路より安価であったにもかかわらず、通勤の実情が十分に確認されていなかった。</p>	<p>平成23年3月に認定経路を利用していることが明白に分かる確認書類を提出するよう全職員に対し周知徹底を図りました。</p> <p>また、平成23年4月1日から26日までの間に、定期券等の提示を求め、通勤経路や方法等について、事後確認を実施しました。</p> <p>今後とも通勤経路の確認につきましては、通勤手当の支給時期にあわせて年2回実施し、厳正に対処します。</p>

(行政財産の管理について)

監査対象機関名	福祉部（地域福祉推進室、子ども室）
監査実施年月日	平成22年6月14日から同年8月20日まで
監査の結果	措置の状況
行政財産の管理について、管理の実態と公有財産台帳の内容が整合しないもの、現在は大阪府の所有ではないにもかかわらず公有財産台帳に登載されているもの、公有財産管理システム移行前の紙台帳を紛失しているものがあつた。	地域福祉推進室所管の土地（歩道）については、管理の実態と公有財産台帳の内容が整合するよう、上記歩道を管理する枚方土木事務所と平成23年4月1日付けで所管換え手続をしました。 子ども室所管の土地については、財産活用課に確認を行い、平成23年3月30日にシステムから削除しました。 また、改めて全公有財産の登録状況を確認するとともに、再発防止のため公有財産管理の適正化を徹底するなど、今後、財産管理事務の執行に当たっては、このようなことのないよう適正な事務の執行に努めます。

(災害救助基金の積立率について)

監査対象機関名	政策企画部（危機管理室）
監査実施年月日	平成22年7月2日から同年8月4日まで
監査の結果	措置の状況
災害救助基金の積立額が、災害救助法の法定率を下回っていた。	(災害救助基金の積立率について) 大阪府の厳しい財政状況からは、法定積立額に満たない額（平成22年度末で約15億円）を単年度で解消することはできませんが、平成23年度から3年間で積立率を100%にするため、平成23年度当初予算で災害救助基金積立金190,492千円を措置しました。

3 指示事項に対する措置
(リース契約の規定について)

監査対象機関名	府営印刷所	措置した機関：総務部法務課
---------	-------	---------------

監査実施年月日	平成23年2月25日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>印刷用機器のファイナンス・リース契約について、期限前解約のペナルティが具体的に規定されておらず、期限前解約に伴う損害賠償リスクが十分に低減されていなかった。今後、ファイナンス・リース契約について、ペナルティ条項を具体的に規定されたい。</p>	<p>大阪府営印刷所の事業廃止を理由とするファイナンス契約の合意解除に関する覚書を締結しました。</p> <p>解約金として、残余期間に係る賃貸借料から未経過の費用（金利等）及び物件売得金を差し引いた金額をリース会社に支払いました。</p> <p>なお、大阪府営印刷所は平成23年3月31日付で廃止になりました。</p>

(所蔵美術作品の管理経費について)

監査対象機関名	府民文化部（都市魅力創造局文化課）	
監査実施年月日	平成22年7月7日から同年8月25日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>所蔵美術作品の管理経費について、りんくう現代美術空間（R C A S）は収蔵庫としての利用のみで、展示スペース769.95平方メートルを利用していないにもかかわらず、これを含めた面積1,010平方メートルを元に年間賃借料20,657千円とする賃貸借契約を締結していた。</p> <p>貸主に対して賃貸面積を減じ、賃借料引下げの価格交渉をするなど、より一層の経費節減に努められたい。</p>	<p>りんくう現代美術空間（R C A S）については、平成22年度末をもって契約を解除し、収蔵作品は海岸通ギャラリー（C A S O）に集約しました。</p> <p>これにより、海岸通ギャラリー（C A S O）の賃借料は、従前のスペース分5,519千円に、新たに賃借するスペース分3,910千円を加え、年間賃借料9,429千円とすることによって経費削減を図りました。</p>

(財団法人関西消費者協会の費用負担について)

監査対象機関名	府民文化部（大阪府消費生活センター）	
監査実施年月日	平成22年6月30日	
	監査の結果	措置の状況

<p>大阪府消費生活センター（以下「センター」という。）及び財団法人関西消費者協会（以下「協会」という。）は、民間ビルに入居している。センターは、協会の入居部分を含め一括して賃借料及び共益費を支払い、協会から費用負担金を徴収しているが、費用負担の算定基準が協会の入居部分に見合ったものになっていない。</p> <p>当面の措置として、協会に対し適正な賃借料及び共益費の費用負担の割合を是正されたい。</p> <p>また、今後、センターと協会との使用関係やそれに伴う費用負担のあり方について、抜本的に見直されたい。</p>	<p>（当面の措置について）</p> <p>当面の措置については、指示事項を踏まえ、協会の賃借料等の負担割合について見直しを行い、財団法人関西消費者協会と平成23年4月1日に是正した内容で変更契約することとしました。</p>
--	--

（精神科デイケア事業の経費支出事務等について）

監査対象機関名	こころの健康総合センター	
監査実施年月日	平成22年11月1日から平成23年1月14日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>「精神科デイケア」事業として実施されている各種プログラムのうち、「料理」に係る経費支出関係書類について現地確認したところ、本事業実施のために購入されている食材以外に菓子類等が購入されている等、作業療法に要する経費として公費負担することの妥当性を確認することが困難な事例があった。</p> <p>今後、本事業の事務処理に際しては、献立の設定、食材の店頭購入及び調理等、作業療法としての各過程における事業実施状況を具体的に記録・保存し、歳出証拠書として整備するとともに、本プログラムの効率性・有効性を確保する観点から、本資料を活用することについても検討されたい。</p>	<p>「料理」プログラムにおける菓子類は献立の構成において一般的な主菜・副菜・デザートバランスを考慮して組み合わせてきたものです。</p> <p>指摘にあるように、一般的な理解を得られない面もありますので、菓子類等の購入を廃止することとしました。</p> <p>また、「料理」プログラムの実施時に、利用者による献立の選定、レシピの作成、購入や調理等の分担等の過程を記録し、活動記録票として保存・整備することとし、資料として活用が図れるようにしました。</p>	

（新幹線のぞみ号の利用等について）

監査対象機関名	総務部（人事室企画厚生課）	
監査実施年月日	平成22年6月22日から同年8月6日まで	

監査の結果	措置の状況
<p>新幹線の利用方法について、これまでのダイヤ改正や「のぞみ号」利用料金の引き下げなどによる社会環境の変化等を踏まえた取扱いの見直しを検討されたい。</p> <p>また、回数券等、各種割引制度に関する取扱いについても府民の理解が得られるよう、その取扱いを検討されたい。</p>	<p>(新幹線の「のぞみ号」利用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月1日から「のぞみ号」の利用を通常の経路及び方法として認めるよう措置しました。 また、「みずほ号」の山陽新幹線区間の急行料金については「のぞみ号」の急行料金が適用されることから、「みずほ号」利用についても同様の扱いとしました。 <p>(各種割引制度等の取扱いについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅費法の主旨では、「与えられた定額の範囲において、いかに旅費を使用するかは、旅行命令等に違反しない限り、旅行者の自由意思にまかされている。」とされており、現行の大阪府の旅費制度はこの主旨に反するものではありません。 従来の旅費支給事務を変更することによって新たに発生が想定される事務や費用等を慎重に検討する必要があります。

(公の施設の指定管理者制度に係る決裁権者について)

監査対象機関名	総務部（人事室人事課）
監査実施年月日	平成22年6月22日から同年8月6日まで
監査の結果	措置の状況
<p>公の施設の指定管理者制度について、利用料金制を採用する場合は、基本協定及び契約書等に委託金額が記載されない場合もあり、現行事務決裁規程上は、決裁権者が明確とは言えない。</p> <p>公の施設に係る指定管理は、そのあり方によって府民生活へ直接影響を与えるおそれがあることから、契約に係る委託料の金額の有無・多寡にかかわらず契約の締結及び変更を原則部長以上の決裁とするなど、全庁的な取扱いを統一し、責任の所在を明確にするため、事務決裁規程の整備等を図られたい。</p>	<p>指定管理者制度のみでなく、類似制度等についても事務決裁規程の改正を行いました。</p>

